

○国土交通省令第四十二号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 中野 洋昌

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のよう改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後	改 正 前
(事後届出に係る届出書の記載事項)	(事後届出に係る届出書の記載事項)
<p>第十九条の三 法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 権利取得者の国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第一条第五号ロに規定する地域をいい、同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。）（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国）</p> <p>二 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の地目及び利用の現況</p> <p>三 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地に工作物等が存するときは、次のイ又はロに掲げる工作物等の区分に応じ、次のイ又はロに掲げる事項</p> <p>イ 土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等</p> <p>(1) 工作物等の種類及び概要</p> <p>(2) 移転又は設定に係る工作物等に関する権利の種別及び内容</p> <p>(3) 工作物等に関する権利の移転又は設定の対価の額</p> <p>ロ イに掲げるもの以外の工作物等 工作物等の種類及び概要</p> <p>(事後届出)</p>	<p>第十九条の三 第四条の規定は、法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第三号イ(3)中「予定対価」とあるのは「対価」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十条 法第二十三条第一項の規定による届出（以下この条及び第二十条の三第二項において「事後届出」という。）は、法第二十三条第一項第一号から第六号まで及び前条各号に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
(事後届出に係る届出書の記載事項)	(事後届出に係る届出書の記載事項)
<p>第二十条 法第二十三条第一項の規定による届出（以下この条及び第二十条の三第二項において「事後届出」という。）は、別記様式第三による届出書の正本及び副本を提出してしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	

様式第三 削除

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

附 則